

改正

平成17年3月1日杉並第87875号
平成18年8月29日杉並第43250号
平成20年3月31日杉並第87774号
平成22年4月7日杉並第775号
平成23年2月2日杉並第57048号
平成24年3月23日杉並第66704号
平成26年3月27日杉並第68238号
平成30年3月30日杉並第66170号
令和2年12月24日杉並第49273号
令和6年12月19日杉並第53285号
令和8年1月30日杉並第57023号

杉並区競争入札実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、入札・契約制度の透明性、公平性及び客観性の一層の向上を図るため、杉並区が実施する競争入札に関し、杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号。以下「規則」という。）及び杉並区競争入札参加資格審査委員会規程（昭和52年杉並区訓令甲第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 杉並区競争入札参加資格者名簿 規則第34条の規定に基づき作成された名簿（電子調達システムに電磁的記録として記録されたものを含む。）
- (2) 区内業者 杉並区競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、杉並区内に本店（法令等により許可又は届出等（以下「許可等」という。）が必要な業種については、許可等の本店）を置き、営業の本拠地を有する者又は杉並区内に代理人を設置し、かつ、支店及び支社等の営業所（許可等が必要な業種については、許可等の本店以外の営業所）を置き、営業している者で、総務部経理課長（以下「経理課長」という。）が認めた者
- (3) 共同格付 電子調達システムにおいて定められた格付

(区内業者の認定)

第2条の2 経理課長は、前条第2項第2号に規定する区内業者のうち、杉並区内に代理人を設置し、営業所を置き、営業している者から、毎年資格者名簿に登録後、遅滞なく次の書類を提出させて、区内業者の認定を行う。

- (1) 営業所に属する職員名簿
- (2) 営業所の土地建物の権利を証する書類
- (3) 営業所建物の全景、社名板又は社名表示の写真
- (4) 執務室内の執務中の写真
- (5) 許可等が必要な業種においては、営業所としての許可等を明らかにできるもの
- (6) その他、経理課長が必要と認めるもの

(事前通知)

第3条 予定価格200万円を超える工事又は製造の請負（以下「工事」という。）、予定価格2,000万円以上の委託又は賃借及び予定価格1,000万円以上の物品購入を予定している課の課長は、次により契約予定案件名及び概要等を記載した発注予定表（第1号様式）を経理課長に送付する。

- (1) 年間発注予定 毎年3月
- (2) 下半期発注予定 毎年9月

- 2 予定価格3,000万円以上の工事、予定価格2,000万円以上の委託又は賃借及び予定価格1,000万円以上の物品購入を予定している課の課長は、経理課長に発注予定通知書（第2号様式）により、通知する。

第2章 競争入札の区分・参加資格要件

（入札の区分・範囲）

第4条 競争入札の区分及び適用範囲は、次のとおりとする。

（1） 一般競争入札

ア 一般競争入札

- ① 工事 予定価格500万円以上
- ② 委託（賃借を含む。） 予定価格2,000万円以上
- ③ 物品購入 予定価格1,000万円以上

イ 総合評価一般競争入札

（ア） 次の対象案件のうち、契約の目的及び内容等を踏まえ、必要と認められる発注案件に適用することとし、発注案件ごとに実施内容を定める。

- ① 工事 予定価格5,000万円以上
- ② 委託（賃借を含む。） 予定価格5,000万円以上
- ③ 物品購入 予定価格1,000万円以上

（イ） 実施条件

- ① 落札者決定基準の策定
- ② 学識経験者からの意見聴取
- ③ 入札公告

（2） 指名競争入札

- ① 工事 予定価格200万円を超え500万円未満
- ② 委託 予定価格100万円を超え2,000万円未満
- ③ 物品購入 予定価格150万円を超え1,000万円未満
- ④ 賃借 予定価格80万円を超え2,000万円未満

- 2 前項に規定する区分及び適用範囲にかかわらず、契約担当者は、不用物品の売払い及び次のいずれかに該当する場合は、一般競争入札によらず、指名競争入札により契約を締結することができる。

（1） 一般競争入札に付したところ、入札参加申込みが2者以上なく、工期等により再度公告の余裕がない場合

（2） 緊急の必要により、一般競争入札に付することができない場合

（3） 契約の性質又は目的等が、一般競争入札に適さないと判断された案件で、別に定める基準に基づき、入札参加者を選定した場合

（電子入札案件）

第4条の2 入札は、電子調達システムを利用した電子入札とする。

- 2 契約担当者は、発注案件の目的又は性質から電子入札案件とすることが不適当と認める場合には、持参又は郵送等の方法により入札を行うことができる。

（低入札調査基準価格・最低制限価格の設定）

第5条 予定価格5,000万円以上の工事については、不公正な入札を排除するとともに、企業の技術力やノウハウ等を適正に評価するため、低入札調査基準価格を設定する。

- 2 前項に規定する低入札価格調査の基準及び方法は、杉並区低入札価格に関する調査規程（平成12年訓令甲第50号）の定めるところによる。

- 3 予定価格200万円を超え5,000万円未満の工事及び予定価格2,000万円以上の委託（区の積算価格によるものに限る。）について、契約内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設定する。

- 4 契約担当者は、契約内容に適合した履行を確保するため必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、予定価格500万円以上の委託について、最低制限価格を設定することができる。

（業種の決定）

第6条 入札参加資格の決定に当たっては、発注内容に応じて最適な業種を決定し、資格者名簿のうちから、当該業種に登録をしている者を入札参加資格者とする。

(入札参加資格要件)

第7条 入札参加資格要件は、資格者名簿に登録のある者について、次の要件を付加して定める。

(1) 工事

経営事項審査評価点、共同格付、官公庁実績、経営状況及び成績評定等に関する事項

(2) 委託（賃借を含む。）及び物品購入

共同格付、官公庁実績、履行能力及び経営状況等に関する事項

(地域要件)

第8条 区内中小業者の振興を図るため、原則として区内業者を優先する。ただし、業種により入札に参加することのできる区内業者が少数又は無いとき等合理的な事由のあるときは、この限りでない。

2 入札参加資格に地域要件を付加することとし、予定価格に応じて次のとおり定める。ただし、発注内容等がこれにより難い場合は、別に定める。

(1) 工事

ア 2億円未満

区内業者（無制限）

区外業者（区内業者が少数又は無いとき等合理的な事由のあるとき。）

イ 2億円以上5億円未満

区内業者（無制限）

区外業者（区内業者入札参加者数のおおむね1割とし、最低2社以上とする。）

ウ 5億円以上

区内業者（無制限）

区外業者（無制限）

(2) 委託（賃借を含む。）

ア 5,000万円未満

区内業者（無制限）

区外業者（区内業者が少数又は無いとき等合理的な事由のあるとき。）

イ 5,000万円以上

区内業者（無制限）

区外業者（無制限）

(3) 物品購入

ア 3,000万円未満

区内業者（無制限）

区外業者（区内業者が少数又は無いとき等合理的な事由のあるとき。）

イ 3,000万円以上

区内業者（無制限）

区外業者（無制限）

3 前項に定める割合により、入札に参加することのできる区外業者は、当該区外業者が入札参加申込時に任意に設定した数字により、抽選をもって決定する。

(業種単位の入札参加資格要件の設定)

第9条 経理課長は、前2条の規定に基づき、予定価格3,000万円未満の工事及び委託（賃借を含む。）、予定価格1,000万円未満の物品購入について、各業種単位に、予定価格に応じて基準となる入札参加資格要件をあらかじめ定める。

(現場説明会の廃止)

第10条 現場説明会は、開催しない。

(入札関係図書の配布)

第11条 入札関係図書は、原則として有償頒布する。

2 前項に定めるもののほか、入札関係図書は、入札方法に応じて有償又は無償で入札参加業者に

提供する。

- 3 契約担当者は、前項に規定する提供方法として、入札案件に応じて、郵送、ファックス又は電磁的記録として送信する方法を選択できる。

(入札回数・積算内訳書の提出)

第12条 予定価格を事前に公表している入札案件についての入札回数は1回とし、再度の入札は行わない。予定価格を事前に公表していない入札案件については、再度の入札を含めて3回を限度とする。

- 2 前項に規定する再度の入札は、開札した場合において、各人の入札が予定価格の制限に達した価格の入札がないときに、直ちに行う。ただし、電子入札案件及び郵送入札案件においては、契約担当者が指定する日時等において行う。

- 3 経理課長は、入札により落札者が決定しない場合、又は契約担当者が政令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約を締結しない場合には、当該案件を不調とし、理由を付して主管課長に通知する。

- 4 前項の場合において、契約担当者は主管課長と協議し、必要な措置を講じた上で、再度入札を実施することができる。

- 5 契約担当者は、入札参加者に対して、入札案件に応じて積算内訳書を提出させることができる。

- 6 前項の積算内訳書の提出は、郵送入札案件の場合には、入札書と同封し郵送で送付し、電子入札案件の場合には、入札書の添付文書として同時送信する。それ以外の場合には、入札書と同封し、開札場所に提出する。

(電子入札案件における立会い及びくじ引きによる落札者の決定)

第12条の2 電子入札案件における立会いは、杉並区職員が行う。

- 2 電子入札案件において、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子調達システムの抽選機能を用いて落札者を決定する。

(入札参加者数)

第13条 一般競争入札における入札参加者数は、制限しない。

- 2 指名競争入札における工事の入札参加者数は、おおむね次のとおり選定する。

予定価格		選定業者数
250万円未満		3～6社
250万円以上	500万円未満	4～8社
500万円以上	1,000万円未満	5～10社
1,000万円以上	2,000万円未満	6～15社
2,000万円以上	3,000万円未満	7～20社

- 3 指名競争入札における委託(賃借を含む。)、物品購入等の入札参加者数は、第7条及び第8条の規定に基づき、適正な競争を確保できる範囲で業者を選定する。

(入札の参加制限)

第14条 予定価格2,000万円以上の工事において、積算関係情報の漏えい等の不公正な事態の発生を防止するため、設計業務受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係のある建設業者は、受託設計業者の実施設計に係る工事の入札に参加することができないものとする。

(入札参加資格のない者)

第15条 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができないものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止の基準等に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65470号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止期間中である者
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年1月17日杉並第53890号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。)に基づく入札参加除外措置を受けている者
- (4) 資格者名簿に登録のない者
- (5) 同一入札案件において、事業協同組合が参加した場合における当該組合の組合員
- (6) 成績不良の者又は不誠実な行為や信用失墜行為を行った者

(7) 前各号に定めるもののほか、入札に参加させることが不適當であると認められる者

第3章 入札情報の公表

(公告)

第16条 一般競争入札は、規則第7条及び第8条の規定に基づき公告する。

2 公告は、電子入札案件にあっては、電子調達システムにおいて、その他の案件については、杉並区公式ホームページにおいて公告する。

3 公告期間は、杉並区の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日を除き、原則3日間とする。

(工事発注予定の公表)

第17条 予定価格200万円を超える工事、予定価格2,000万円以上の委託又は賃借及び予定価格1,000万円以上の物品購入については、年間の発注予定を公表する。

2 公表する事項は、件名、履行期限及び概要とする。

3 発注を予定している課長は、あらかじめ件名及び概要等を経理課長に通知する。

(入札参加要件の公表)

第18条 予定価格200万円を超え3,000万円未満の工事に適用する入札参加要件については、あらかじめ年間の発注基準を公表する。

2 公表する業種は、年間発注予定により、入札が予定されている業種とする。

(予定価格の事前公表)

第19条 予定価格200万円を超え5,000万円未満の工事及び予定価格1,000万円以上の建物清掃委託（区の積算基準によるものに限る。）については、予定価格を事前公表する。

ただし、契約担当者は、入札の適切な実施のため必要と認める場合には、事後公表又は非公表とすることができる。

(入札経過及び結果の公表)

第20条 全ての入札経過及び結果は、入札終了後、速やかに公表する。

2 公表する事項は、件名、入札日時、入札参加者の氏名（法人又は団体の場合には法人名又は団体名。以下本条において同じ。）、落札者の氏名及び所在地、落札価格及び契約金額（税込）とする。

(入札関連情報の公表)

第21条 第16条から前条に定めるもののほか、入札・契約に関する情報は、原則として公表する。

第4章 共同企業体等

(共同企業体に対する発注)

第22条 区が共同企業体（JV）に発注する工事の対象及び施行方法等については、区長が別に定める。

(PFI方式による発注)

第23条 民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく発注案件における入札方法、入札参加資格要件等に関する事項は、発注案件ごとに別に定める。

第5章 外部評価委員会

(外部評価委員会)

第24条 入札その他の契約に係る手続に関し、第三者の意見を適切に反映させるとともに、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに係る調査審議は、杉並区外部評価委員会条例（平成26年杉並区条例第3号）に規定する杉並区外部評価委員会が行う。

2 前項に規定する苦情申立てに係る手続については、別に定める。

第6章 雑則

(違法行為等に対する措置)

第25条 入札及び契約に関し、談合等の違法行為又は不適正な行為が発覚したときは、公正な競争を確保するため、必要かつ厳正な措置を講じる。

2 談合情報の取扱いについては、杉並区談合情報取扱規程（平成12年杉並区訓令甲第51号）の定めるところによる。

- 3 業者の指名停止については、指名停止要綱の定めるところによる。
- 4 暴力団等の排除措置については、暴力団等排除措置要綱の定めるところによる。
(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 杉並区の工事発注予定に係る事前公表要綱（平成6年3月25日杉総経発第1108号）、杉並区入札経過及び結果等公表要綱（昭和57年7月20日杉総経発第880号）、杉並区指名競争入札の指名希望に関する取扱要綱（昭和59年3月30日杉総経発第2164号）、共同企業体に対する建設工事発注取扱要綱（昭和57年9月14日杉総経発第1582号）、杉並区工事請負業者指名選定基準及び運用基準（平成13年3月21日杉総経発第871号）は、廃止する。

附 則（平成23年2月2日杉並第57048号）

- 1 この要綱は、平成23年2月2日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成23年4月1日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月24日杉並第49273号）

- 1 この要綱は、令和3年1月18日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和3年4月1日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月19日杉並第53285号）

- 1 この要綱は、令和7年1月17日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和7年4月1日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則（令和8年1月30日杉並第57023号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

様式 略